

東京都勝山学園

I 施設概要

所在地	千葉県安房郡鋸南町下佐久間1469
-----	-------------------

	事業種別		定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	64人

II 令和7年度の運営方針

学園の養育理念及び倫理綱領に則り、児童の人権を守る使命を持ち、児童一人一人の自己肯定感を育みながら、情緒の安定を促し、生活習慣、社会性の習得、健全な成長を支援する。

また、児童や保護者の状況を的確に把握しながら、家庭的な養育に徹し、安全で安心な生活の確保と児童本位のサービスの提供を充実していくとともに、効率的な施設運営に努めていく。

1 児童本位の支援の徹底

- (1) 児童相談所、学校、地域等との連携を一層強固なものとし、児童、保護者のニーズを的確に捉えた支援を行う。
- (2) 児童と保護者との関係性を重んじながら、家族再統合を適切に進める。
- (3) 児童の人格の尊厳を尊重し、願いや要求に真摯に向き合い、主体的な意思や自己決定の過程を支援する。
- (4) 福祉サービス第三者評価、利用者満足度調査の結果を踏まえ、より質の高いサービスを提供する。

2 人材育成と運営体制の強化

- (1) 将来にわたり安定的かつ継続的に質の高いサービスを提供していくことができるよう、個々の職員の支援能力の向上とチームワークの強化を目的とした研修やOJTを充実させていく。
- (2) リスクマネジメントや個人情報保護・情報セキュリティ対策、権利擁護（虐待防止等）の取組の徹底を図るため、運営体制の強化に努めていく。
- (3) 全職員が業務改善、経費節減、環境負荷軽減等に向け、創意工夫に努める。

3 地域との連携強化

- (1) 長年の施設運営により培った地域との良好な関係を大切にしながら、地域の一員としての誠実かつ責任ある活動に努め、地域との一層の信頼関係の構築、強化を図る。
- (2) 学校、行政機関等との連携を密に、地域行事、PTA、青年会活動等への参加や協力を通じて、地域との相互交流を促進する。
また、児童の安全対策を最優先し、感染予防対策を徹底して行いながら、各事業や取組を実施していく。

Ⅲ 実施計画

現状において、発達障害や情緒不安を抱えているなど、心理的・医療的ケアを必要とする児童が増えている。また、中高生が実員の半数以上を占めている。

令和7年度は、こうした状況を踏まえ、職員間や児童相談所等の関係機関との連携を強め、地域のネットワークや社会的資源を有効に活用しながら、児童の健全な成長、育成を支援していくため、以下の事項に取り組む。

1 児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

(1) アクション① 児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア 児童の意見表明の支援

日常の支援において個々の児童の意見、要望に耳を傾け、迅速に対応する。加えて年2回アンケートを実施（8月第三者評価調査、11月利用者満足度調査）、1月には年代別横割り活動代表者による意見表明の場を設定する。

全職員が児童の意見を傾聴するという原則に基づき、上記の様々な機会を通じ意見表明が円滑に行えるよう支援していく。

イ 自立支援計画の策定

小学生の段階から「夢シート」の作成等を通じ、将来展望を見据え、自立支援を意識した取組を継続して実施する。その児童の意向を踏まえ、児童相談所、教育機関、医療機関などと連携し、本人の意思を基本に置いた自立支援計画を策定する。

ウ 福祉サービス第三者評価の活用

令和6年度の受審では標準項目を全て満たしているとの評価を受けた。評価された取組については今後とも充実させていくとともに、改善が望まれるとして指

摘を受けた事項については重点的に改善を図っていく。また、令和6年度において更なる改善が望まれるとして挙げた点については改善計画を作成し、着実に実行していく。それにより評価項目における標準項目の達成率100%を目指すとともに、サービスの向上に努めていく。

(ア) 令和6年度評価結果における「特に良いと思う点」

- ① 自主調理や出張調理の経験をし、食育推進に取り組んでいる
- ② 「チーム勝山」を合言葉に職員が一体となって課題解決や子どもの支援を行っている
- ③ ICT化、ペーパーレス化をすすめ、パソコンの記録システム等で情報を共有して支援している

(イ) 令和6年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 子どもが安心して何でも相談できるよう、「なんでも相談」の活用を工夫するとよい
- ② 利用者調査からは寮替えによる子どもの不安な気持ちが感じられるので、子どもたちの安心感が増す取り組みを工夫するとよい
- ③ 自立計画作成に向けた面談時には声かけを工夫し、子どもが自分の生活を見つめ直す機会とするとよい

(ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ① 令和7年度より新たに子どもの権利擁護に関する委員会を設置する。その委員会において、なんでも相談の更なる活用について検討し改善を図る。
- ② 年間を通じて大きな寮替えは行わず、子どもが引き続き安心して生活できるようにする。日頃の関わりや、利用者満足度調査等で子どもの思いや要望を把握し、権利擁護に関する委員会で随時共有し、対応を検討する。
- ③ 令和7年度より新しい様式の自立支援計画票を使用する。児童とともに確認できる計画票を用いて意向を丁寧に聞き取るよう職員に周知し、自立支援策定会議で状況を確認していく。

令和7年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

また、令和6年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

工 苦情解決制度の充実

苦情受付箱の増設、解決委員写真入りポスターの掲示など苦情解決制度の存在は広く広報し、すべての児童が相談しやすい環境を構築する。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数
3人（元教員2人・元職員1人）	年4回

オ 利用者満足度調査の実施

利用者サービスの改善に向けた調査において、園に対する意見や要望を児童から募り、施設の運営に可能な限り反映させていく。

実施内容	実施時期
利用者全員のアンケート調査	11月

（2）アクション② 児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア リービングケアの充実

就職、進学による卒園、家庭復帰、関係性再構築による家族再統合など、児童一人一人が次のステージに向かうリービングケアを関係機関と連携して充実していく。

（ア）家族再統合

児童相談所の調整の下、保護者との定期的な連絡、面会（居宅訪問を含む）、親子宿泊、行事参加等を通じ、親子関係の改善を図る。また必要に応じ、親子宿泊時に栄養士による調理指導等を実施する。

	計 画
親子宿泊	延 9泊
	対象児童 3人×3回程度
保護者との面会、外出	延42回
	対象児童14人×3回程度

（イ）自立に向けた支援

児童の人生の選択肢を広げる支援として、児童の状況や能力に応じた、就職・進学等の社会的自立に向けたプログラムを策定・実施する。自立支援の計画策定に当たっては、在園中に成年となることその他社会環境の変化に応じて年齢

や発達段階に相応しい自立支援を実践する。

実施内容	計 画
学習会等実施回数	延40回
	2人×20回程度
学習塾通塾児童	11人
	対象児童 18人 (小学校5年生以上)
自活訓練等実施回数	1人あたり 7日 延14日
	対象児童 2人 (高校2年生)
	1人あたり42日延126日
	対象児童 3人 (高校3年生)

(ウ) 児童の進路決定率

	計 画
進路決定率 (進路先内訳)	100% (高校3年生等 3人) (進路先内訳:就職)

イ アフターケアの充実

退所児童のアフターケア計画を策定し、居宅や職場への訪問等を行うとともに、園の行事に招くなど、児童とのつながりを断つことなく、退所後も安定的に自立した生活が営めるよう支援していく。

(ア) 退所児童のアフターケア

(対象児童：自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年)

	計 画
実施人数	40人 ／対象児童59人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	19人

(3) アクション③ 虐待防止の徹底

職員倫理綱領、虐待防止マニュアル等の周知徹底、虐待防止や対応困難な児童に対する支援ノウハウに関する研修などを通じ、大人から児童への暴力はもちろん、児童間の暴力、児童から大人への暴力など、全職員があらゆる暴力を許さないという強い人権意識を持って支援にあたるとともに、新たに「権利擁護に関する委員会」を設置し、児童の権利擁護の取組を徹底していく。

加えて「重大事故ゼロ運動」を継続して実施するとともに、虐待等防止委員会での検証と具体的な改善策の検討を継続する。その際には、不適切な事案や失敗事例から常に学ぶ姿勢を失わないことや児童の課題を職員一人で抱え込むことのないよう、令和6年度から実施している各フロア会議にスーパーバイザーが参加する機会を設け、支援の相談や助言をもらうなど、チーム内での共有を強化する。また、支援方針や児童の特性等について、少人数の職員で話す機会を設け、他職員から気づきを得ることができる効果的な取組を継続して行う。さらに、事業団内で発生した重大事故事案を集約した資料を全職員に配付して注意を喚起するとともに、自己申告等の機会も活用し、再発防止に向けた意識啓発を図る。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
虐待等防止委員会	年4回	不適切な支援や利用者虐待の防止等に向けた取組
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修（グループワーク等）に加えて、事業団共通の虐待防止研修（eラーニング）も実施

（４）アクション④ リスク管理の推進

ア リスクマネジメントの徹底

朝礼やデータベース等によるヒヤリ・ハット事例やリスク情報の全職員への周知、児童の見守り等を徹底するとともに、交通安全講習会の実施などにより事故の未然防止を図る。また、万が一の事故発生に備え救急救命講習会等を実施する。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
事故等防止対策委員会	年4回	職員の非行及び児童の事故の未然防止等の検討、協議
救急救命講習会	年1回	消防署による水等の事故防止及びAEDの操作方法の講習を実施
交通安全講習会	年1回	警察署による交通安全指導を実施

イ 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「勝山学園個人情報保護方針」及び「電子個人情報の管理に関する取扱要領」に基づき、日頃から自己点検や事故事例等を職員等に周知し、取組の徹底を図る。

ウ 災害、防犯対策の取組

大規模災害発生時において、児童や職員の生命及び安全を確保し、施設機能を維持できるよう、「事業継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づいて、初動体制や夜間の連絡・指揮命令体制等を整備するとともに、定期的な訓練や、計画的な食糧の備蓄を行っていく。また、参集・炊き出し訓練及び事業団全体で施設間の連携協力等についての合同訓練を実施する。併せて不審者対応訓練を実施し防犯体制を強化する。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
伝達訓練	1回	大規模災害を想定した伝達訓練
防災訓練	12回	月1回実施。うち2回は災害応援協定に基づく地域住民参加型総合訓練
不審者対応講習会	1回	不審者侵入を想定した対応訓練

エ 感染症対策の徹底

点検票を作成し、児童・職員の検温、手指消毒、住環境の消毒に努める。外部来園者に対しては社会状況に応じ来園時検温、消毒、記名を徹底する。

通院、行事、児童相談所面接等の外出においてもICTによるリモート実施、感染リスクが高いと予想される場所におけるマスク着用などを励行する。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
感染症対策会議	随時	感染症流行時、園会議において実施。現状分析及び対応について随時検討する。

2 東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

(1) アクション① 特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的支援を提供

ア 特別な支援が必要な児童の受入れ

現在、発達障害や情緒不安を抱えている児童や中高生など、特別な支援が必要な児童を多く受け入れているが、養育活動は施設内で完結するものではなく、学校や地域の理解、協力がなければ、適切かつ十分な支援を行うことはできない。今後とも、長年にわたり築いてきた学校や地域との良好な関係性を最大限活用し、心理、医療の専門家等とも連携しながら、児童の情緒の安定を図り、自立に向けた支援を充実させていく。

<参考 令和7年3月1日現在>

中学生・高校生の人数（割合）	全38人中20人、52.6%
定期的に通院する児童の人数（割合）	全38人中28人、73.7%

<参考 令和6年6月1日現在>

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全35人中19人、54.3%
-------------------	----------------

イ 専門的な支援の充実

児童の特性、保護者の状況等に関する分析評価を踏まえ、自立支援計画に基づき、愛着関係の形成、心理的・医療的ケア、社会性向上のためのトレーニング、社会体験、家庭復帰支援等、児童一人一人に即した専門的支援を行っていく。

また、自立支援担当職員等を中心として、在園中からの社会的自立に向けた児童の特性、保護者の状況等に関する分析評価を踏まえ、自立支援計画に基づき、退所後のアフターケアを強化、充実していく。

（ア）心理的・医療的ケアの充実

児童相談所の医師、心理司の助言を得ながら、施設心理職員・施設看護師によるカウンセリング、セカンドステップ（子どもが対人関係を学ぶことで暴力を防ぐ教育プログラム）、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）、年齢相応の性（生）教育等に計画的に取り組んでいく。

（イ）アセスメントの徹底

児童の入所に当たっては、担当福祉司を通じ、児童の生育歴及び特性並びに保護者の家族構成及び生活状況を詳細に確認・検討し、入所後に施設不調を来すことのないように十分留意する。

* 心理職員による児童へのケア

（ ）は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和7年3月1日現在）

個別面接	延210人 （全35人中21人、60.0%）	心理面接、コンサルテーション等
------	---------------------------	-----------------

ウ 家庭的な寮運営

(ア) 自主調理・出張調理

誕生日リクエストメニュー、行事食及び外国料理、キッチンレター（食の豆知識、衛生観念の普及）により毎日の食事に彩りを添えながら食育を推進する。

* 自主調理・出張調理

自主調理	年24回	(各室4回×6室)
出張調理	年18回	(各室3回×6室)

(イ) 個別宿泊及び外出

保護者との交流が難しい児童については、職員が、保護者に代わって園内個別宿泊や外出（買物、映画鑑賞等）を行い、家庭的な関わりを通じて、児童の孤独感や不安感を和らげるとともに、愛着関係を深める。

個別宿泊・外出	年18回（12人×1～2回程度）
---------	------------------

<参考 令和7年3月1日現在>

入所児童に占める個室利用児童の人数（割合）	全38人中8人21.0%
-----------------------	--------------

(2) アクション② 高い専門性を発揮できる職員の育成

ア OJT推進体制の強化

OJT推進担当者や新任職員育成担当者（チューター）などを有効に活用しながら、人材育成の基本であるOJTの推進に園全体で取り組むとともに、OJTに関する意識・能力向上を図るための研修を実施することにより、OJTのさらなる活性化・定着化を進める。

また、OJTの実施にあたって、特定の職員にのみ負担が偏ることのないよう、ベテラン職員、中堅職員、若手職員それぞれのOJTに果たす役割を明確化し、OJTの活用による職場内コミュニケーションの円滑化に繋げる。

イ 計画的・効果的な研修の実施

高い専門性を発揮できる職員の育成に当たり、特別な支援が必要な児童等に適切に対処できるよう、専門知識及び技術の習得等を目的とした園内外の研修の積極的受講を促進するとともに、職員のキャリアに応じた派遣研修を計画的に実施する。これらの研修成果については、職場への還元を確実に行っていく。

また、外部専門家によるスーパーバイズ及び非常勤医師による定期巡回相談を実施する。さらに、事務処理、接遇等の実務研修についても適宜実施していく。

研修内容	対象者	実施時期
職場内研修（専門、実務）	全職員	年4回
新任等職員育成研修（採用1～3年目）	該当職員	通年
支援困難児童事例研究会	全職員	11月
外部研修派遣・参加（宿泊研修含む）	全職員	通年
施設視察	全職員	通年

ウ 外部専門家、外部医師等との連携

小児精神科専門医の定期医学相談（年2回）に加え定期医学相談（年12回）を行い、支援困難児童の対応についての確かな助言を受け、日常的支援に役立てるとともに地域専門医療機関受診へ繋げる。

（3）アクション③ 質の高い人材の確保・定着

ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

質の高い人材を安定的に確保していくため、実習生特別制度の推進、実習生受入れ校への採用PRや希望者向け施設見学会、ホームページによる広報などの取組を実施していく。

イ 職員の離職防止の取組

チーム勝山を合言葉に職員の一体感を醸成し、職員が安心して働くことができる職場環境やバックアップ体制の構築を進めることにより離職防止を図る。

（4）アクション④ セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

都外施設という特性を活かし、都内民間施設では対応困難な児童福祉法28条措置ケース等在所秘匿児童を積極的に受け入れる。様々な事情を抱える児童の情報を学校、教育委員会、行政機関、医療機関等と共有し児童の状況に応じた支援環境を構築する。

（5）アクション⑤蓄積してきた支援技術を活用し東京の福祉人材の育成に貢献

保育士養成課程の実習生を積極的に受入れ、将来の福祉を担う人材の基礎的育成を展開する。また、近隣施設や学校等の職員や福祉関係者の見学等を積極的に受入れていく。

事 項	実人数／延人数	内 訳
保育士実習生の受入れ	34人／397人	大学 355人 専門学校 42人
研修生の受入れ・施設見学	20人／20人	福祉施設職員・ 民生委員 等

3 施設機能の活用と地域共生の推進

(1) アクション① 地域における子育て家庭等を支援

住民参加型研修会等の開催、行政機関・学校等の講演会への講師派遣を行う。

子育てに関する公開講座等の実施	対象者	実施回数	利用者数
公開研修会の開催	学校教員、 PTA役員等	2回	30人
講師派遣	学校教員、 学校児童等	1回	30人

(2) アクション③ 地域との共生を目指す取組

ア 地域における公益的な取組

地域団体との関係性をより深め、学園の有するハード、ソフトを有効的に提供することで、公益的な取組を展開する。また、地域の防災対策への参加・協力を行い、地域との連携を強化する。

	対象者	実施回数	参加者数
一時避難場所の提供	地域住民	災害の発生状況による	100人

イ 多様な主体との連携

地域の関係団体、NPOやボランティアとの協働を充実させるなど、様々な社会資源を活用することで、利用者に対し多様なサービスの提供に努めていく。

事 項	延人数	内 容
園芸指導	120人	児童への花の育成指導
かっちゃん祭模擬店	75人	模擬店の手伝い
高校生社会体験学習等	24人	高校生の社会体験学習への協力

ウ 地域との連携・協力関係の強化

学園行事への招待、地区祭礼や小中学校の除草作業等環境美化運動、災害時の相互応援などを通じて地域との交流・連携を一層促進させ、地域の一員としての責任と役割を誠実に果たしていく。

また、体育館、グラウンド、園庭等の施設開放を各戸配布の広報誌を通じて呼びかけるとともに、町行事等の参加協力要請には積極的に応じていく。

サービス内容	対象者	利用者数等
B & G財団との交流会	地域住民	2回 30人
かっちゃん祭	地域住民等	1回 150人
施設の開放	各種団体、小学校等	500人

エ 災害対策における地域との連携

大規模災害発生時において、児童や職員の生命及び安全を確保し、施設機能を維持するとともに、地域と連携し災害対策の充実を図る。学園主催の総合防災訓練において地域合同で訓練を実施する、地域自治会の防災訓練においてグラウンド等の施設を提供する、災害時には地域自治体、自治会と連携し避難場所を提供するなど様々な取り組みを継続することにより地域との連携を深める。

4 運営体制の強化と経営の透明性

(1) アクション② 経営の健全化のための財源の確保

業務の見直しや契約内容の精査など効率的な施設経営に努めるため、令和6年度後期より設置した「業務改善PT」を継続し、日々の業務の効率化を図るとともに、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を積極的に推進する

(2) アクション③ DXの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

事業団全体の取組にあわせて、庶務事務（勤怠管理、超勤管理、旅費計算など）のICT化を推進し、庶務事務の簡便化を図る。また昨年度実施した通信環境の整備に加え、ICT機器の充実を図り各種会議のリモート化し現地開催と併用することにより、移動による負担を軽減する。

ICT機器の更新、事務什器の更新などによりハード面の執務環境を整備し、業務効率の向上を図る。その一例として、電子事務機器を新たに導入することにより

各種の記録を電子媒体として保管するとともに機器の利活用を習慣化し、ペーパーレスを加速させる。加えて、園内会議や関係機関とのオンライン会議及び研修の場においても積極的に活用するなど、事務の改善はもとより職員のICTリテラシーの向上に繋げていく。

(3) アクション④ 魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

職員が意欲を持っていきいきと働き続けられるよう、職員間でのコミュニケーションの活性化等による風通しの良い職場づくりを推進するとともに、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努める。

職員アンケート等の機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める。

(4) アクションⅣ-⑤ コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人一人のコンプライアンスの強化・向上を図る。また年間を通じて重大事故ゼロ運動に取り組む。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------